開発行為に関する工事の完了......

公

告

建設業者の許可の取消し......

右右右右

目

次

告

示

第2968号

公共測量の実施.....

基本測量の実施......

(監

課 :

青森県知事

Ξ

村

申

吾

測量法

道路の区域の変更......

路

課 :

同 理

:

雑

報

第二千九百六十八号

平成二十年 (水曜日)

青森県告示第五百七十二号

(昭和二十四年法律第百八十八号) 第十四条第三項の規定により公示する。 国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、 平成二十年八月六日

作業種類

基本測量 (空中写真撮影及びデジタルオルソ作成作業)

_ 作業期間

作業地域 平成二十年七月十一日から平成二十一年三月二十日まで

三沢市

:

Ξ

むつ市

同同同同民地

 \equiv \equiv

東北町

: : :

七戸町

野辺地町 横浜町

同

껃 껃

六ケ所村

東通村

青森県告示第五百七十三号

三項の規定により公示する。 量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第 測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、 測

平成二十年八月六日

において直ちに開示することができる保有個人情報.......

(公立大学法)

:

Ħ.

青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により公立

大学法人青森県立保健大学が定める開示請求があった場合

の要旨の一部訂正..... 青森県議会議員一般選挙における選挙運動費用収支報告書

事

務

局

:

껃

選挙管理委員会

示

五戸町 測量の種類

公共測量 (空中写真撮影、

デジタルマッピング)

測量計画機関

村 申 吾 青森県告示第五百七十四号

青森県知事

Ξ

道路の区域を変更したので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、 同項の規定により公示する。 次のとおり

路課において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、 告示の日から平成二十年九月五日まで青森県県土整備部道

青森県知事 Ξ 村 申

吾

Ξ 兀 番図 号面 五戸町 1 測量の地域 平成二十年八月一日から平成二十一年三月二十日まで 測量の期間 県 種道 路 道 類の 八戸大野線 路 線 名 八戸市大字十日市字西六二の一まで八戸市大字十日市字上樋田二四から 八戸市大字十日市字上樋田二八戸市大字十日市字上樋田二 八戸市大字十日市字西六二の一まで八戸市大字十日市字上樋田二四から 変 更 二二 九までら **ത** \overline{X} 間 平成二十年八月六日 前変 後更 別の 後 前 前 三〇・〇〇メートルまで八・〇〇メートルから 四五・〇〇メートルまで 五〇・〇〇メートルまで二四・〇〇メートルから 敷 地

の

幅 員

敷

地 の

延

長

備考

| ||〇・〇〇メートル

八〇・〇〇メートル

八〇・〇〇メートル

告

公

開発行為に関する工事の完了

第百号) 第三十六条第三項の規定により公告する。 次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、 都市計画法 (昭和四十三年注

平成二十年八月六日

青森県知事 \equiv 村 申

津軽金山焼窯業協同組合五所川原市大字金山字千代鶴五の七九	37 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	-
五所川原市大字金山字千代鶴五の七九	まで及び50~10~11年から五の一二八五の八一、五の一二五から五の一二八五所川原市大字金山字千代鶴五の七九、	吾 ———
三沢市桜町一丁目一の三八	二、三の三、一〇及び一一の一部 (第二、三の三、一〇及び一一の一部 (第) 1
三沢市桜町一丁目一の三八	及び七の一から七の九まで (第六工区)を五の七まで、六の一から六の九まで、五の一か三の七まで、五の一か三沢市前平一丁目三の一から三の七ま	去 聿
三戸郡階上町蒼前東四丁目六の一六	の一三七まで、こうでは、こうでは、こうでは、こうでは、こうでは、こうでは、こうでは、こうで	
及び氏名 (名称) 開発許可を受けた者の住所	地域の名称 開発区域 (工区) に含まれる	
		_

3) 平成20年8月6日 水曜日

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年八月六日

商号又は名称 工藤建具

青森県知事

Ξ

村

申

吾

氏名 工藤 哲司

Ξ 主たる営業所の所在地 弘前市大字寒沢町一六の一七

許可番号 青森県知事許可 (般 一九) 第九一九七号

兀

六 五 取消しに係る建設業の許可 取消年月日 平成二十年七月一日

建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

1) 確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十年五月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十年八月六日

青森県知事 \equiv 村 申 吾

商号又は名称 下山建具製作所

氏名 下山 定夫

Ξ 主たる営業所の所在地 弘前市大字中野一丁目六の五

兀 許可番号 青森県知事許可 (般 一八) 第五八八七号

取消年月日 平成二十年七月一日

六 五 取消しに係る建設業の許可

(

建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

のことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する 平成二十年六月一日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。こ

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年八月六日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

商号又は名称 ニューハウス石岡

氏名 石岡 房雄

Ξ 主たる営業所の所在地 弘前市大字下湯口字村元四の三

許可番号 青森県知事許可 (般 一八) 第一五五三五号

兀

五

取消年月日 平成二十年七月一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

平成二十年六月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

七

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十年八月六日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号又は名称 有限会社石澤技建

代表者の氏名 石澤 清二 1)

確認された。このことが、

建設業者の許可の取消し

七

土木、

建築、大工、とび・土工、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

平成二十年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

四 青森県知事許可 (般 一八) 第一〇二八九号 平成二十年七月十四日

主たる営業所の所在地

黒石市末広一四三

平成二十年八月六日

 \equiv

(4)

五

取消年月日

取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実 平成二十年一月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由

七

により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条

五 兀 Ξ

取消年月日

平成二十年七月二十四日

取消しに係る建設業の許可

許可番号

青森県知事許可

般

一六)第二三九九号

代表者の氏名

工 藤

商号又は名称

株式会社工藤重組

青森県知事

Ξ

村

申

吾

主たる営業所の所在地

黒石市追子野木三丁目一二五の一

七

取消しの原因となった事実

管工事業に係る一般建設業の許可

一項第四号の規定に該当する。

第

建設業者の許可の取消し

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年八月六日

青森県知事

Ξ 村

申

吾

挙 管 理 委 員 確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

平成二十年七月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

会

選

青

代表者の氏名

木村 勤

商号又は名称

有限会社木村工業

兀 Ξ

許可番号 青森県知事許可 (般 一九) 第一〇六五八号 主たる営業所の所在地 弘前市大字三和字川合一八八の六

六

取消しに係る建設業の許可

五

取消年月日

平成二十年七月十七日

森

青森県選挙管理委員会告示第五十六号

選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨)の一部を次のように訂正する 平成二十年三月二十八日青森県選挙管理委員会告示第二十号 (青森県議会議員一般

平成二十年八月六日

能

青絲県選挙管理委員会委員長 Ш 村

人

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨の平成十九年四月八日執行の青森

(青森市)の候補者氏名森内之保留の第1回分の表中

区区

県議会議員一般選挙

(氏名・団体名) (職業)

主たる寄附

(寄附額)

迅

以 驼

300,000

自由民主党青森県

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

以及 迴回 回 雪回 回令 総 热化 光余 協化 主たる寄附 その街の収入 その他の寄附 森内のぼる政経研 自由民主党青森県 その街の収入 その他の寄附 支部連合会 支部連合会 (氏名・回体名) 맫 빡 빡 빡 将輝 将輝 会社役員 0年 0年 政治団体 政 会社役員 (職業) 蚣 5,340,000 2,775,571 5,340,000 5,340,000 4,500,000 1,724,429 540,000 540,000 300,000 (寄附額) 田 」 を

雑報

総

빡

5,340,000

」に訂正する。

公立大学法人青森県立保健大学告示第二号

保護に関する規程(平成二十年四月公立大学法人青森県立保健大学規程第四十五号)情報を次のとおり定めたので、公立大学法人青森県立保健大学が取り扱う個人情報のの規定により、開示請求があった場合において直ちに開示することができる保有個人青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)第二十条第一項

規則(平成十一年五月青森県規則第五十五号)第七条第一項の規定により告示する。の規定によりその例によることとされている知事が取り扱う個人情報の保護に関する

平成二十年八月六日

公立大学法人青森県立保健大学

理事長 リボウィッツよし子

選考試験 考試験 用	事務の名称 個人情報取扱	開示請求があっ
高類選考の小論文試験 を得点が を に第二次試験の試験種 を に第二次試験の試験種 を は を は り得点、 最終 の は り得点、 最終 の 試験 を は り の は り の は り の は り の は り の は り る り る り る り る り る り る り る り る り る り	保有個人情報の項目	∞った場合において直ちに開示することができる保有個✓
日から一月間 田から一月間	とができる期間開示請求を行うこ	に開示することができ
事務局経営企画室	とができる場所開示請求を行うこ	ざる保有個人情報

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行